随意契約理由書

1　業　　務　　名	次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する実証実験業務
2　業　　者　　名	一般財団法人　阪神高速先進技術研究所
3	

本業務は、阪神高速道路における道路交通管制高度化に向けて、画像処理技術を適用した将来系の基本となるシステムを「次世代映像情報システム」と位置づけ、「次世代映像情報システムを用いた落下物等検出に関する調査及び検証業務」（以下、「前回業務」とする）において有効性が確認された画像処理技術を対象とし、交通流監視カメラ映像等を用いたフィールド実証実験により実環境における性能及び精度を評価するとともに、実用化に向けた課題整理及び導入可能性の確認を行うことを目的とし、リアルタイムの交通流監視カメラ映像等を用いてＡＩ画像処理技術等を使用した異常検出等にかかるフィールド実証実験の実施、並びに評価等を行うものである。

また、学識者・有識者（以下、「学識者等」）による委員会等を組織し、独自性の高いシステムに対して、審議を行いながら検討を進めるものとする。したがって、本業務を行うにあたっては、

①本システムのニーズを熟知し、システムに必要な情報の選別・収集を的確に行えること

②前回業務の結果を深く理解し、フィールド実証実験を効果的・効率的に実施できること

③本システムについて、委員会審議等を通し、学識者等の幅広い意見を取り入れながら開発を進められること

が求められる。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、当該研究所）は、

①阪神高速道路の交通管制の高度化に関する研究、電気通信設備におけるＡＩ活用等の検討業務を通じて、当社が抱える運用上の課題、ニーズを熟知している。

②「次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する基礎調査研究業務」、「次世代映像情報システムを用いた異常検出等に関する調査研究及び検証業務」及び前回業務を受注しており、その業務で生じた課題や学術的な知見を有する。

③学識者等の専門家をメンバーに含む技術委員会を有し、ＡＩ等新技術に関する勉強会等の開催実績を有する。

ことから、本業務を実施するために必要な条件を備えている。

また、本業務と同種業務を過去10年間で複数回、当該研究所以外の参加者の有無を確認する確認公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったこと等から、当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。

以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。

以上

阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定による。